

平成29年6月14日
一般社団法人次世代自動車振興センター

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金（平成29年度事業）
における業務実施細則第3条第2項第に定める文言の追加変更について

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金（平成29年度事業）
における業務実施細則第3条第2項に定める文言を追加して変更します。

	変更前	変更後
実施細則 変更箇所	(補助金交付上限額) 第3条第2項 2 交付規程第5条第1項の規定による補助対象経費に係る事業毎の充電設備と設置基数の目安は別表1-1のとおりとする。	(補助金交付上限額) 第3条第2項 2 交付規程第5条第1項の規定による補助対象経費に係る事業毎の充電設備と設置基数の目安は別表1-1のとおりとする。ただし、補助金の交付の目的に鑑み、交付規程第7条第1項に基づき提出された公募申請書の内容が電気自動車等の普及に資すると認められる場合は、第16条に規定する採択委員会にて審議の上、事業毎の充電設備と設置基数の目安を超える場合も採択することができるものとする。

以上